

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：申請書は、警察本部交通部運転免許試験場教習所係に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係 078-912-1628（内線433）
備 考：